

令和３年７月期 定例教育委員会議・会議録

- ・開催日時 令和３年７月２０日（火）
午前１０時３０分から午前１１時２０分まで
- ・開催場所 羽曳野市役所 別館 ３階 特別会議室
- ・出席者 教 育 長 村 田 明 彦
教育長職務代理者 奥 野 貞 一
委 員 多 田 謙 司
委 員 新 熊 和 彦
委 員 古 山 美 穂
- ・説明者 教育次長 森 井 克 則
学校教育室長 東 浩 朗
生涯学習室長兼
世界遺産・文化財総管理室長 淋 信 行
学校教育室理事兼
食育・給食課長兼
学校給食センター所長 金 森 淳
学校教育課長 小 林 弘 典
スポーツ振興課長 梁 川 泰 延
図書館課長 南 里 民 恵
文化財課参事 伊 藤 聖 浩
- ・事務局 教育総務課長 木 村 弘 子
教育総務課主幹 芝 池 淳 子
- ・議事日程
 - 日程第１ 会議録署名委員の指名について
 - 日程第２ 教育長月次報告
 - 日程第３ 議案第１３号
羽曳野市立健康ふれあいの郷グラウンド・ゴルフ場条例
施行規則の一部を改正する規則の制定について
【開場時間内の利用区分の見直しについて】

日程第4 議案第14号

羽曳野市立健康ふれあいの郷グラウンド・ゴルフ場条例
施行規則の一部を改正する規則の制定について
【指定管理者制度導入施設への変更について】

日程第5 議案第15号

令和4年度使用教科用図書の採択について

日程第6 議案第16号

令和3年度羽曳野市市民表彰候補者の推薦について

日程第7 報告第6号

羽曳野市子ども読書活動推進委員会委員の選任について

日程第8 その他

- ・令和3年度 世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」の魅力を
味わう市民講座の開催について
- ・日程調整など

開会：午前 10 時 30 分

〔 教育長 開会の挨拶 〕

日程第 1 会議録署名委員の指名について

教育長において、新熊委員を指名しました。

日程第 2 教育長月次報告

教育長から次のとおり口頭にて報告がありました。

- (1) 6 月 25 日に、総合教育会議を行いました。また同日に、社会教育委員会議が行われました。
- (2) 6 月 26 日に、羽曳野市長杯ソフトボール大会開会式が行われました。
- (3) 6 月 29 日に、羽曳野市立図書館協議会が行われました。
- (4) 7 月 2 日に、校長会を行いました。
- (5) 7 月 3 日に、西浦小学校区青少年健全育成連絡協議会役員会が行われました。また同日、市民大学学位記授与式が行われました。
- (6) 7 月 5 日に、南河内地区人事協議会が行われました。
- (7) 7 月 6 日に、羽曳野市立公民館運営審議会が行われました。また同日羽曳野市子ども読書活動推進委員会が行われました。
- (8) 7 月 7 日に、教頭会を行いました。
- (9) 7 月 9 日に、大阪府都市教育長協議会が行われました。
- (10) 7 月 15 日に、羽曳野市立青少年児童センター運営委員会が行われました。

日程第 3 議案第 13 号

羽曳野市立健康ふれあいの郷グラウンド・ゴルフ場条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

【開場時間内の利用区分の見直しについて】

- スポーツ振興課長より、資料に基づき、羽曳野市立健康ふれあいの郷グラウンド・ゴルフ場条例施行規則の一部を改正する規則の制定について（開場時間内の利用区分の見直しについて）説明があり、承認を求めました。

《スポーツ振興課長》

グラウンド・ゴルフ場の夏場における開場時間内の利用区分を見直すことにより、施設利用者の利便性の向上と新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を図るため、規則改正をするものです。

夏場に関しましては、午前7時から午後7時まで開場しております。回数券を使用される場合は、午前7時から3時間、午前10時から3時間、午後1時から3時間というように、スタート時間を決まった区分に設定しておりました。この区分を知らずに来場された方は、その時間まで待ってもらうことになりますので、区分をなくすことで利便性の向上にもなりますし、コロナ禍ということで、利用区分が決まっていると、その時間に人が集中し密が生じるということもありますので、来場時から3時間使っていただけるというような形に改正したいと思っております。

《教育長》

夏の期間だけですか。

《スポーツ振興課長》

明日から来月22日まで、北コースでキッズパークを開催しますので、グラウンド・ゴルフの利用は、3コースのうち2コースとなります。

そのため、夏場については、本来、3コースで回数券1枚としているところを、2コースを使い3時間の利用ができるような運用としています。

【採 決】本件は、全委員一致により原案どおりに可決することに決定しました。

日程第4 議案第14号

羽曳野市立健康ふれあいの郷グラウンド・ゴルフ場条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

【指定管理者制度導入施設への変更について】

- スポーツ振興課長より、資料に基づき、羽曳野市立健康ふれあいの郷グラウンド・ゴルフ場条例施行規則の一部を改正する規則の制定について（指定管理者制度導入施設への変更について）説明があり、承認を求めました。

《スポーツ振興課長》

来年度からグラウンド・ゴルフ場の向かいにある道の駅と一体的に指定管理者制度を導入した施設へ変更するため、5月の教育委員会議において、羽曳野市立健康ふれあいの郷グラウンド・ゴルフ場条例の改正について承認をいただき、6月市議会へ上程し議決を得ました。それに伴いまして、今回、運用等の施行規則の改正を行うものです。

内容としましては、主に、「教育委員会」から「指定管理者」へ、「使用」を「利用」へ、「許可」を「承認」へと変更します。

また、今回の改正に合わせまして、2カ月前から事前予約ができる規定となっていますが、実際には当日申込みのみで運用していることから、事前予約の規定の部分を削除しています。その他、条文の整理及び変更内容に沿った様式の調整を行っております。

《各委員意見・質問なし》

【採 決】本件は、全委員一致により原案どおりに可決することに決定しました。

日程第5 議案第15号

令和4年度使用教科用図書の採択について

- 学校教育課長より、資料に基づき、令和4年度使用教科用図書の採択について説明があり、承認を求めました。

《学校教育課長》

小・中学校とも、使用する教科書は基本的に4年に一度採択替えを行い、その間は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条、同法施行令第15条第1項の規定により、令和3年度使用教科用図書と同一の教科書を採択しなければならないこととなっております。令和4年度が小学校は採択3年目、中学校は2年目となることから、令和4年度についても前年度採択と同一の教科書を採択することについて、ご承認をいただきたいと思います。

なお、今年度の使用教科用図書に関しては、資料「令和3年度小・中学校使用教科用図書」のとおりです。

前回の6月の教育委員会議におきまして、中学校の歴史的分野のみはすでに採択替えを行わないことを決定いただいております。今回は歴史的分野を除く小・中学校すべての種目について、令和4年度についても前年度採択と同一の教科書を採択することについてご審議よろしくお願いいたします。

なお、小・中学校すべての教科書を閲覧できる教科書展示会を、LICはびきのにて、6月に開催いたしました。展示会においてアンケートの回収はありませんでした。

《古山委員》

教科書の展示会というのは、これだけの教科書がある中から羽曳野市が採択した教科書を市民が見ることができるんですか。

《学校教育課長》

はい、そうです。展示会を実施することについては、市広報紙にも掲載しています。

【採 決】本件は、全委員一致により前年度採択した同一の教科書を採択することに決定しました。

日程第6 議案第16号

令和3年度羽曳野市市民表彰候補者の推薦について

- 教育総務課長より資料に基づき、令和3年度羽曳野市市民表彰候補者の推薦について説明があり、承認を求めました。

《教育総務課長》

羽曳野市市民表彰につきましては、『羽曳野市表彰条例』に基づき、表彰の種類については「特別有功者」「有功者」「自治功労者」「善行者」表彰がございます。表彰条例及び審査要領に定められた各表彰ごとの選考基準の規定に基づき、各部局から候補者を選定の上推薦書を提出し、秘書課取りまとめの上、表彰審査委員会にて審査を経た後、市長が行います。

教育委員会事務局が所管する各課からの表彰候補者の推薦につきましては、教育委員会議においてお諮りし、承認を得た上で、市長あてに推薦書を提出させていただきます。

「令和3年度羽曳野市市民表彰候補者総括表」につきましては、教育委員会事務局各課から提出されました候補者をまとめたものです。

今回は、自治功労者として15名の方を候補者とさせていただいております。

なお、今回は、特別有功者、有功者、善行者の候補者はございません。

《各委員意見・質問なし》

【採 決】本件は、全委員一致により原案どおりに可決することに決定しました。

日程第7 報告第6号

羽曳野市子ども読書活動推進委員会委員の選任について

- 図書館課長より、資料に基づき、羽曳野市子ども読書活動推進委員会委員の選任について説明と報告がありました。

《図書館課長》

子ども読書活動推進委員の任期がこの6月30日で満了となったため、委員の選任を行い、新たに委員を委嘱したものです。本来この会議で決定いただき、任命するものですが、会議日程の都合上、教育長に決裁いただき、本日报告するものです。

羽曳野市子ども読書活動推進委員会設置規則第3条第2項により、子ども読書活動推進委員は、羽曳野市立図書館協議会の代表者、学識経験者、子どもの読書活動に関心のある市民などの10名で構成されています。

この10名を教育委員会が委嘱することとなっています。また、同規則第3条第3項により任期は2年、再任は妨げないとなっており、今回報告の委員の任期は令和3年7月1日から令和5年6月30日までです。全10名、うち新任の方は6名です。

《各委員意見・質問なし》

日程第8 その他

- (1) 文化財課参事より、令和3年度 世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」の魅力を味わう市民講座の開催について説明がありました。

委員からは、「講演会をホームページ等で動画配信することで、全国の興味のある方を羽曳野市に呼び込むアピールにつなげては。」との意見があり、参事より、「1回限りの講演会にするのではなく、講演内容を文字化し印刷物として広く情報を発信していくことなど、動画配信も含めて検討していきたい」との説明がありました。

- (2) 事務局より、今後の日程について連絡がありました。

教育長より次回の8月定例教育委員会議を、8月27日（金）に予定することを通知しました。

〔 教育長 閉会の挨拶 〕

閉会：午前11時20分